(H27.12/18 教育委員会特別支援教育室)

周知

## 【教育委員会】

- 1 県立聾学校での取組
  - 県立聾学校では、条例の趣旨を踏まえて、幼稚部から高等部まで、保護者の要望を 確認しつつ、授業の中で手話を積極的に使うよう取り組んでいる。
    - ・ 4月当初に、全保護者に対して、手話の活用を含むコミュニケーション手段の活用に関するアンケート調査を実施。
    - 保護者会で校長から本年度の取組方針を説明。
  - 校内研修において、手話の活用に関する研修を計画的に実施するとともに、朝会の 時間の一部を使い、手話に関する研修を継続的に実施するなど、教職員の手話技能の 向上を図っている。

## (参考: 県教育委員会の指導)

- ・ 4月2日に学校を訪問し、条例の趣旨説明や手話を活用した授業や教職員の研修 等に学校全体で取り組むよう、学校経営に関わる管理職に対して指導を行った。
- 7月16日に学校を訪問し、幼稚部から高等部までの授業を参観するとともに、 授業研究会では指導内容、方法等に関する指導について、全体会では手話の活用等 に関する学校の取組等について指導を行った。
- 2 小中学校や高等学校での手話を活用した取組
  - 小中学校では、総合的な学習の時間に手話を学んだり、音楽発表会や学習発表会で の手話を取り入れた合唱を行ったりしている。
  - 高等学校では、福祉科の生徒の介護等の授業や、青少年赤十字(JRC)の活動等において手話を学んだり、学園祭やイベントで生徒が手話通訳を行ったりしている。
  - 小中学校や高等学校の児童生徒が、県立聾学校の児童生徒との交流学習を行う際に、 手話を用いて子ども同士のコミュニケーションを図っている。
- 3 手話の普及啓発に係る取組
  - (1)「群馬県手話言語条例」普及啓発リーフレットの県内学校・園への配布 【配布先】

公立幼稚園 8 2 園 国公私立小学校 3 2 1 校 国公私立中学校 1 6 9 校 国公私立高等学校等 1 3 2 校 国公私立特別支援学校 2 7 校

(2) 関係会議等におけるへの周知

県市町村教育長協議会

県小学校長会

県中学校長会

県立学校長会(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

特別支援教育室が実施する各種研修会 ----- 簡単な手話の習得

(3) 手話言語条例制定記念フォーラムの開催

障害政策課、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザと連携し、手話言語条例 制定記念フォーラムの企画・運営及び参加校の調整等を実施。

## 【参加校】

群馬県立聾学校、前橋市立元総社南小学校、群馬県立桐生南高等学校

4 平成28年度の各学校の教育計画への位置づけを依頼